

ご遺族支援コーナー ご利用のしおり

～ご遺族の方の
今後の様々な
お手続きのご案内～

大和市 市民経済部 市民課

※ご遺族支援コーナーご利用の際は、事前予約を
お願いしています。(詳しくは、4ページをご参照ください。)



ご遺族のみなさまへ

このたびのご親族のご不幸につきましては、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、葬儀等に関する不安もあるなか、今後、医療保険や市税等など、さまざまな申請や届出に関する手続きをいただく場合が生じると存じます。

大和市では、それらを少しでも分かりやすく簡易に済ませていただけるよう「ご遺族支援コーナー」を設け、「ご遺族支援コンシェルジュ」を配置して、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞご活用ください。

大和市長 大 木 哲



目 次

ご遺族支援コーナー（予約制）のご利用について ……	4
ご遺族支援コーナーご利用の流れ ……	5
ご遺族支援コーナー案内図 ……	5
死亡届に伴う手続きについて ……	6
メモ ……	10

【ご遺族支援コーナー（予約制）のご利用について】

- 身内が亡くなった・・・
・・・何をすればいいのだろう・・・
- 手続きのこととか・・・
・・・いろいろ不安だ・・・

～そんな不安を感じたら～

「ご遺族支援コーナー」にお電話ください。

- ご遺族支援コンシェルジュがご遺族のみなさまに寄り添い、各種手続きの窓口をご案内します。
予約制となりますので、ご利用の際は、ご遺族支援コーナーまでご連絡ください。

大和市市民課ご遺族支援コーナー

電 話：046(260)5014

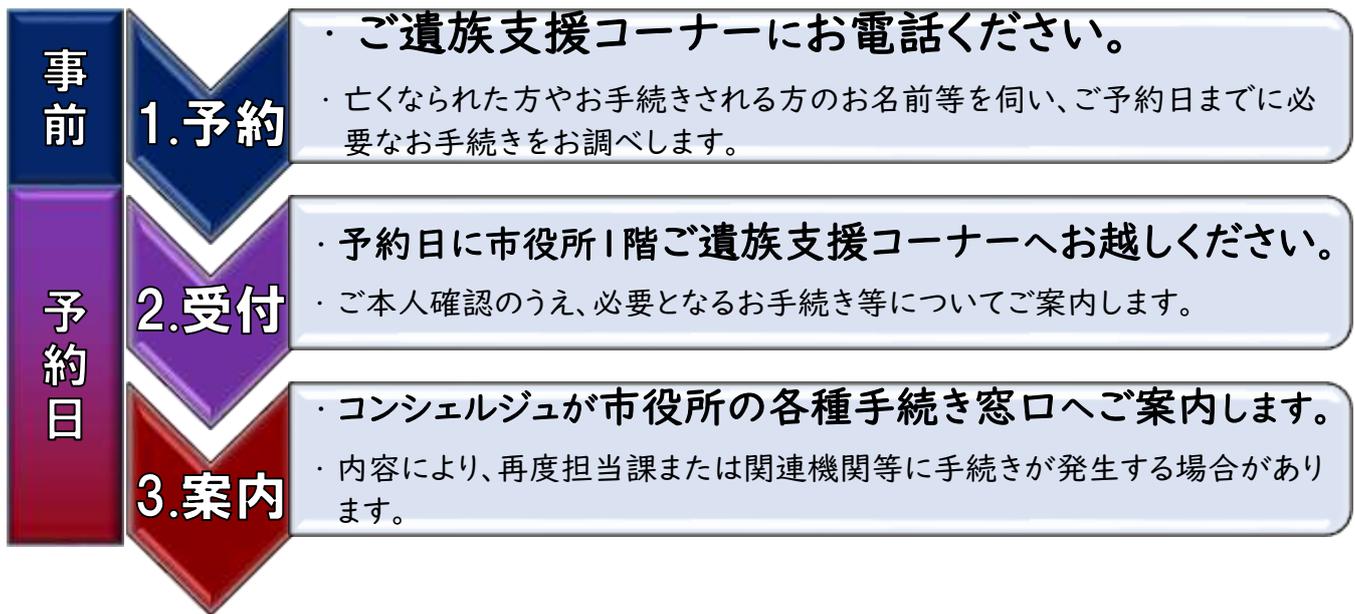
受付時間：平日 午前8時30分～午後5時

※ご希望の日時にご予約いただけない場合があります。

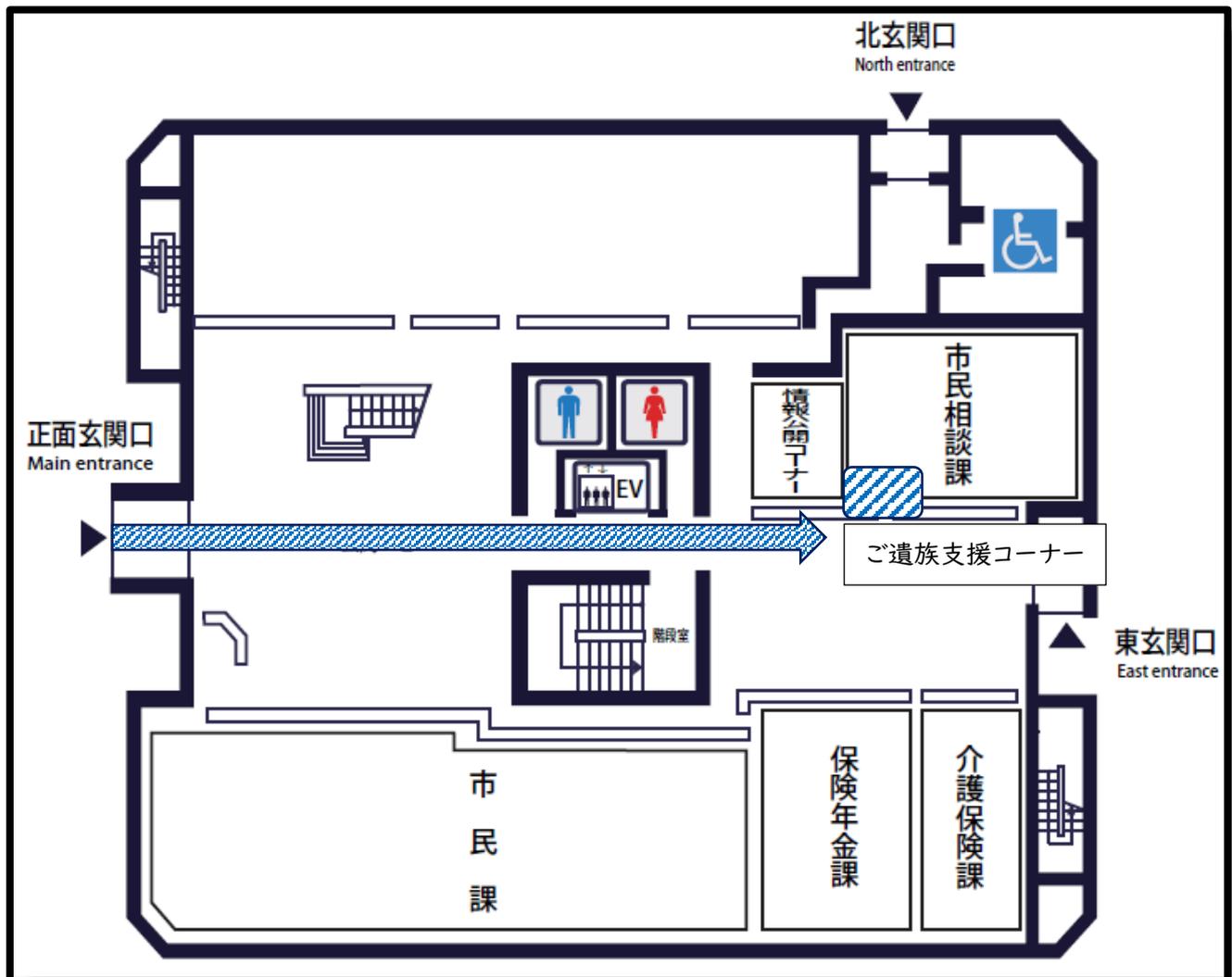
※状況により、ご予約いただいた方もお待ちいただく場合があります。

※主に市役所に係るお手続きのご案内となります。

【ご遺族支援コーナーご利用の流れ】



【ご遺族支援コーナー案内図】 大和市役所1階



死亡届に伴う手続きについて

お亡くなりになった方が下記の事項に該当する場合は、担当課等にて手続きが必要になります。詳しくは、各手続き窓口までお問い合わせください。「ご遺族支援コーナー」もご利用ください。

【市役所の手続き】

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
共通	世帯主の変更 (20歳を超える方が3人以上の世帯で、世帯主が亡くなったとき)	・世帯主変更の手続き	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 委任状(別世帯の方が手続きする場合)	市民課 (住民異動係) 046-260-5109 (証明交付係) 046-260-5365
	印鑑登録証 住民基本台帳カード 通知カード(マイナンバー) 個人番号カード(マイナンバー)	・手続き及びカード返納の必要はありません。		
健康保険	特別永住者証明書	・特別永住者証明書の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の特別永住者証明書	保険年金課 (保険給付係) 046-260-5115 (高齢者保険係) 046-260-5122
	国民健康保険 後期高齢者医療	・被保険者資格喪失の手続き ・葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証 <input type="checkbox"/> 喪主の方が分かるもの(会葬礼状等) <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座と認印(朱肉を使うもの) <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)	
年金	社会保険・共済組合等	・会社や組合の保険担当の方にお問い合わせください。		日本年金機構 相模原年金事務所 042-745-8101 保険年金課 (国保年金係) 046-260-5116
	国民年金	・年金の加入状況等により手続き先が異なりますので、日本年金機構相模原年金事務所へお問い合わせください。		
介護保険	厚生年金・共済年金・企業年金等	・加入中の場合は会社等の年金担当の方にお問い合わせください。 ・年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に記載されている連絡先にお問い合わせください。		介護保険課 046-260-5169
	介護保険	・介護保険被保険者証の返納	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
土地・ 家屋	相続税	・相続税の申告が必要な場合がありますので、税務署にご相談ください。		大和税務署 046-262-9411
	相続登記の申請	・亡くなった方の土地・建物を相続する方は、土地・建物を所管する法務局に相続登記の申請をする必要があります。詳しくは法務局に直接ご相談ください。		横浜地方法務局 大和出張所 046-261-2645
	農地の相続	・農業委員会への届出が必要です。		農業委員会事務局 046-260-5137
こども 関連	農地及び山林の相続	・下水道受益者負担金の徴収猶予を受けている場合がありますので担当課にお問い合わせください。		下水道経営課 046-260-5468
	・小児医療費助成 ・児童手当・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費助成等	・お問合せください。		こども総務課 046-260-5608
	各種障がいなどの手帳	・手帳等の返納 ・医療証の返納 ・受給者証の返納	<input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳 <input type="checkbox"/> 印かん <input type="checkbox"/> 医療証 <input type="checkbox"/> 印かん <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 印かん	障がい福祉課 046-260-5665
障がい 福祉	重度心身障がい者医療費助成			
	自立支援医療			
	市税(市民税・固定資産税)の納税	・当市に個人市県民税・固定資産税の納税義務のある方が死亡された場合、その関係書類を受領する相続人代表者の届出が必要ですが(相続人代表者届出書)。詳しくは担当課までお問い合わせください。		市民税課 046-260-5232 資産税課 046-260-5236 収納課 046-260-5242
その他	口座振替	・亡くなった方の口座から市税等を口座振替していた場合、口座の変更等が必要となります。		
	バイク等のナンバー(125cc以下)	・名義変更または廃車の手続	<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート(廃車の場合) <input type="checkbox"/> 印かん <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)	市民税課 046-260-5231
	市営住宅	・お問合せください。		街づくり総務課 046-260-5422

【市役所以外の手続き】

	主な手続きの種類	手続き窓口	電話
国・県等への手続き	運転免許証の返還	大和警察署	046-261-0110
	軽自動車の名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 (神奈川事務所相模支所)	050-3816-3120
	普通自動車・大型バイクの名義変更・廃車等	神奈川県運輸支局 (相模自動車検査登録事務所)	050-5540-2037
	県営住宅に入居中の方	神奈川県庁	045-210-1111(代表)
	県税関係	神奈川県厚木県税事務所	046-224-1111(代表)
	雇用保険(失業保険)受給中の方	ハローワーク大和(職業安定所)	046-260-8609
	所得税・相続税等	大和税務署	046-262-9411
	※死亡した年の収入の申告が必要な場合があります。		
	上下水道料金の精算や名義変更等	神奈川県庁大和水道営業所	046-261-3256
	特定疾患の医療証をお持ちの方	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	046-261-2948
官公庁以外への手続き	クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。	
	生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。	
	電気・ガス・電話などの精算・名義変更	領収書等に記載されている会社にお問い合わせください。	
	預金のお手続き等	金融機関にお問い合わせください。	

【保険金等の請求にかかわる死亡届書記載事項証明書の請求について】

記載事項証明は、請求目的や提出先が限定されており、法令などで提出が義務付けられている場合のみ利害関係人による申請ができます。

項目	内容
記載事項証明の提出を必要とする事例	<p>公的遺族年金(厚生年金・国民年金) 簡易生命保険(旧「日本郵政公社簡易保険」で平成19年9月30日までに加入したもの) その他、法令などで提出が義務づけられているもの(例:労災)</p>
請求できる方	<p>利害関係人(年金や保険等を請求する方)</p>
必要なもの	<p>本人確認書類(免許証・パスポート等) 代理人の場合は委任状 厚生年金証書、簡易保険証書など請求事由がわかる書類</p>
手数料	<p>一通 350円</p>
取扱場所 時間	<p>市役所1階市民課、各分室、各連絡所 平日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで(中央林間分室は午前10時から午後5時まで)</p>
請求先	<p>請求先は、大和市役所となりますが、一定期間を過ぎますと本籍地を管轄している法務局になります。 詳しくは、請求前にお問い合わせてください。</p>
注意点	<p>※ 民間の生命保険は対象外となります。ご注意ください。 ※ 「簡易生命保険」につきましては、死亡保険金受取人ごとの保険金の合計金額が100万円以上の場合にのみ「死亡届書記載事項証明書」を交付しておりますので、すべての証書をお持ちください。</p>

問い合わせ先 大和市役所市民課証明交付係 (046) 260-5108(直通)

※ 各手続ともに、内容によって一度で終わらないことがあります。

